

所得税の確定申告と納税

2月16日(土)～3月15日(金)

所得税の確定申告に
あたってのお願い

(1)

確定申告者は、原則として大月税務署又は大月税務署出張申告相談(二月二十一日(金))にて申告をお願いします。なお、市役所税務課からの呼出者と還付申告者は市役所税務課にて申告して下さい。

(2)

毎年三月十日過ぎは、窓口が非常に混雑するのでなるべく早めに提出をお願いします。郵送でも結構です。

(3)

確定申告用紙は、税務署から送られたものを使用して下さい。

(4)

なお、土地や建物をお売りになった方は、分離課税用の申告書を使用して下さい。申告書に添付する書類をお忘れなく。

〔所得控除に関する証明書〕

〔源泉徴収票〕〔収支内訳書〕

〔事業所得、不動産所得、山林所得のある方〕及び

〔財産及び債務の明細書(所得金額が二千万円を超える方)〕などの必要書類は忘れ

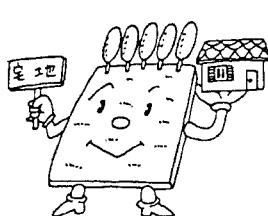
(5) ずに添付して下さい。
「地方税」欄の記入をお忘れなく。

◎納税は便利な振替で。
未利用の方は三月十五日までに利用の申込みをして下さい。

◎還付金の受取りは銀行等の口座振込みをご利用下さい。申告書下部に振込銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を記載して下さい。(本人の口座に限ります)

合は確定申告書の「延納の届出」欄に延納額などを記入して下さい。(期間中日歩2銭の利子税が加算されます。)

ご自分の資産を確認しましょう



贈与税の申告と納税

2月1日～3月15日

税金についての問合せは

市役所税務課
☎(3)1111-05542-3151
(2)

○第3期分の延納について
一度に納付することが困難な場合は、第三期分税額の半分以上を三月十五日までに納めますと残額については五月三十一日まで延納することができます。この場

固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和六十年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や課税価格などを確めて下さい。

(1) 縦覧期間
3月1日～3月20日まで。
時間は午前8時30分～午後5時、土曜日は正午まで。
(日曜・祭日を除く)

(2) 縦覧場所
市役所税務課

とが予想されます。変更になつた場合は、改めてお知らせいたします。

◆申告に関する説明会と相談会◆

大月税務署では、申告に関する説明会と申告相談をつぎの日程によって行います。また、市役所と税理士会でも相談会を開きますので、お気軽にご利用下さい。

1. 三税共同説明会

月 日	時 間	会 場
2月13日(水)	1時～3時	市役所

2. 出張申告相談

月 日	時 間	会 場
2月22日(金)	10時～3時	市役所

3. 税理士による確定申告無料相談

月 日	時 間	会 場
2月21日(木)	10時～3時	市役所
2月22日(金)	10時～3時	市役所